

人権まんが 解説

身元調査が原因で

結婚問題をはじめ就

職差別など、さまざま

まな人権侵害となる

事象がいまだに起き

ています。はたして、身元調査は許

されてよいのでしょうか。結婚の場

合、身元調査をしなくても信頼関係

を深めながらお互いによりよく知り

あえるはずです。就職なら、仕事と

関係のあるのは能力や適性だけで、

それ以外は無関係のはずです。

ここでいう身元調査とは、本人に

関する情報を本人の知らないところ

で、自ら調べたり、調査機関や知人

などに依頼するなどの方法で、本人

に分からないように調べることをい

います。

調査して知るということは、単に

情報を手に入れるということにとどま

りません。入手された情報に対する

判断がはたらき、そこに偏見や差別

意識が入りこみます。相手のことを

知りたいのであれば、本人に直接た

ずねればすむことです。それができ

ないような内容を調べることも自体、

そこにはすでに、相手を傷つけるこ

とにつながる差別的な意識がはたら

いているといえるのではないしょう

か。

一人ひとりが、部落差別をはじめ

とするさまざまな差別につながる身

元調査や聞き合わせをしないととも

に、これに応じないという強い意志

を持つことが求められています。

第7回笠岡市人権フォトコンテスト入賞作品決定

「つながり」をテーマに作品を募集したところ、今回も市内外から数多くのご応募をいただきました。ありがとうございました。

審査の結果、次の作品が入賞作品として選ばれました。



最優秀賞 「やさしい手」 西島和子さん



優秀賞 「世間話」 小土井英雄さん



優秀賞 「仲よし」 中山和子さん

入選

「はるの好き日に」 西島鎌司さん
「ひいばあちゃんとなかよくあそんでまーす。」 太田浜枝さん
「私のついたもち、おいしいよ…」 山河菊野さん

問合せ

吉田文化会館

☎ 085-1069

よしだ文化会館だより ④